

岩手県監査委員告示第 14 号

監査結果の公表（平成 19 年岩手県監査委員告示第 8 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 6 月 5 日

岩手県監査委員 中 平 均  
岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査対象機関名

医療局（山田病院）

1 監査実施日

平成 19 年 2 月 15 日

2 監査結果の公表の日

平成 19 年 3 月 30 日

3 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産の使用許可に当たり決裁を執らないで許可しているもの、預り金の管理に当たり科目更正を行っていないもの、預り金整理簿と収入回議書の金額が符合していないもの等不適切な事務処理があったので、適正な事務の執行に努められたい。	行政財産の使用許可については直ちに事務手続きを執り、預り金の管理については、精査のうえ科目更正を行うとともに、預り金整理簿等書類の整理を行った。 なお、今後は業務に対する責任感の意識付けを徹底していくとともに、職員間でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。